

NPO と行政の協働会議（委託のあり方部会）議事録

- 1 日時 平成19年10月22日(月)午後1時15分~午後3時50分
- 2 場所 ひょうごボランティアプラザ(セミナー室)
- 3 出席者 コムサロン21(前川) 北播磨市民活動支援センター(柳田) シーズ加古川(田中)
市民活動センター神戸(実吉) NPO会計支援センター(荻野) 県参画協働課(鬼頭)

4 議事概要

【「委託」の定義】

「委託」の定義

- ・ 委託とは「他人の役務(サービス)の利用」の総称で、民法上は出てこない概念
- ・ 民法上は、雇用・委任(委任・準委任)・請負・寄託の4類型に整理
- ・ 本部会の検討対象は、行政からNPOへの委任(事務事業の実施が目的)・請負(仕事の完成が目的)

【委託事業の「精算」の必要性】

行政は、委託事業の内容に応じて適正に委任と請負を使い分けられていないのでは。また、委任と請負の場合で精算方法が当然違うはずなのに、兵庫県ではいずれの場合も実費精算型。本来は、委任の場合、委託元である行政がフルコスト負担することを前提に、予算より安く仕上がれば委託料を返還するし、予算を上回った場合は行政が委託料を追加措置すべき。請負の場合は、仕事の完成が目的なので、予算より安く仕上がったとしても返金の必要はないが、逆に予算を上回っても受託者であるNPOの責任で負担すべき。

委託事業の実績報告書の精算額と領収書金額が合致している必要があるのか。そもそも請負について精算したり領収書を添付させるのはおかしい。土木工事等では企業にそんなことをさせていないはず。

契約内容によって、精算になじむもの(企業努力の余地がないもの)とそうでないものがある。

人件費を精算させること自体、事務の煩雑さやコスト面から見てもナンセンス。

委任・請負のいずれにせよ精算は必要。50万円の委託事業について40万円の実績報告が出てきたら10万円を返還してもらうほかない。間接経費があるのであれば、それも必要経費なのだから、按分や積み上げの方法により、何らかの金額の根拠を書面で示して請求していくべき。公金である以上、何の根拠もない部分に委託料を支払うことはできない。

【委託事業の「間接経費」の必要性】

まず行政が、間接経費の必要性を理解し認めることが必要。その上で積算の対象経費の特定や合理的な計算式を検討していくことが課題。

土木工事積算基準では、工事実績の実態調査等から直接経費に占める間接経費の割合を算出し、間接経費算出のための係数として用いている。工事請負の場合に、詳細な領収書添付を義務付けていないとすれば、それは、実態調査等というバックデータに基づく間接経費算出の係数を用いているためであり、一方、NPOへの委託については、そういったデータがないために、すべての経費について領収書を求めているということではないか。また、競争的資金(提案公募型で政府から支給される研究開発資金)の間接経費上限30パーセントの根拠は不明であるが、経費内訳や成果の報告を求めている。

土木工事積算基準では株主配当金や内部留保まで間接経費の積算に入っている。そういう意味では通常「委託料が余る」ということはない。余るというのは間接経費部分の説明ができないということでは。

【 その他 】

NPOに対する委託事業も、専門性を要するものとそうでないものがある。それによって人件費等の単価も当然異なることを考慮して委託料を積算すべき。無償ボランティアの時代から行政の認識が変わっていない。

NPOへの委託の際に、有給職員を雇用しているNPOについては人件費は当然計上されなければならないが、現状を基準として人件費を考えると「低値安定」になってしまう危険がある。「あるべき人件費」を考えるべきである。

そもそも、行政職員一人ひとりが、NPOへのアウトソーシングの意義（NPOセクターの発展）を理解しているのか。単なる経費節減と考えているのではないか。

こうした委託のあり方について、県庁内に理解を広げていく戦略が必要

ここで議論していてもなかなか具体的な解決策が出てきにくいので、行政からNPOへの委託事業の実態に関する情報を収集する必要がある。具体的には、委託事業の実績報告書で間接経費等の積算方法や領収書等の添付書類を確認していく。情報公開請求により生の実績報告書入手する方法もあるが。

6 次回会議の日程 平成19年11月21日（水）午後1時30分～午後3時30分

5 次回会議までの宿題

県から「企業」へのイベント等委託事業に係る実績報告のサンプル持参（県参画協働課）

他の全行政部会幹事に出席を依頼（県参画協働課）

県からNPOへの委託事業の「あるべき」実績報告（間接経費込み）のひな形作成（市民活動センター神戸）